

名張市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。）（以下「受注者」という。）の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく「地域建設業経営強化融資制度」（以下「本制度」という。）を利用する場合における、名張市建設工事契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、名張市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 債務負担行為又は歳出予算の繰越し等による工期が複数年度にわたる工事（次のアからウまでに掲げるものを除く。）
 - ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であって、その年度内に終了が見込まれるもの
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、その年度内に終了が見込まれるもの
 - ウ 債務負担行為又は歳出予算の繰越しによる工事であって、債権譲渡の承諾時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満のもの
- (2) 履行保証を付した工事のうち、名張市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受注者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって名張市が不相当と認める特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、工事約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する名張市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事約款第50条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の名張市の請求権に基づく金額を

控除した額とする。

2 工事請負契約の変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書（様式第1号）に記載された工事請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の金額とする。

4 第2項の場合において、受注者は、債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高（同条第1号アに掲げる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

2 前項の承諾に当たっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

（承諾権限）

第5条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、工事約款第5条第1項ただし書に規定する名張市の承諾を得るものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第3号に規定する協同組合連合会のうち、建設業に係るものをいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

（債権譲渡の承諾の申請書類）

第7条 名張市は、債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、次に掲げる書類を受注者から提出させるものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第3号） 1通

(2) 受注者と債権譲渡先との調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書（様式第2号） 1通

(4) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

（債権譲渡の承諾の手続）

第8条 名張市は、前条の規定により提出のあった申請書類を受領後、速やかに、必要な

組織内部の調整を行った上で、債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

2 名張市は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾の状況の管理を行うものとする。

3 名張市は、債権譲渡を承諾した場合には、債権譲渡承諾書（様式第5号）2通を受注者に交付するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 名張市は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合又は第7条に規定する提出書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、名張市は、速やかに、承諾しない旨及びその理由を債権譲渡不承諾通知書（様式第6号）により受注者及び債権譲渡先に通知するものとする。

（申請書類の確認に際して留意すべき事項）

第10条 名張市は、債権譲渡承諾依頼書（様式第3号）に記載されている譲渡対象債権の金額が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる債権金額と一致していることを確認するものとする。

2 名張市は、債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合するものとする。

3 受注者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合においては、申請書類は個別に提出させるものとするが、申請書類の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に名張市に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第11条 債権譲渡が、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、名張市の有効な日付がある承諾を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（支払計画等の提出）

第12条 受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書（様式第7号）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）は、債権譲渡先から、前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第13条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から

前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(融資時の出来高確認)

第14条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

(融資実行の報告)

第15条 受注者及び債権譲渡先は、名張市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに、名張市に融資実行報告書(様式第8号)を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、第13条に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに、名張市に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 名張市は、融資実行報告書を受理した場合には、遅滞なく、振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する手続をとるものとする。

(債権譲渡後の前払金等の取扱い)

第16条 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は受注者及び債権譲渡先は工事約款に定める前払金、中間前払金又は部分払(第2条第1号ウに掲げる工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第17条 債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、次に掲げる書類を名張市に提出させるものとする。なお、債権譲渡先は、名張市による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

(1) 工事請負代金請求書(様式第9号) 1通

(2) 発行日から3か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 1通。ただし、書類の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に名張市に提出されている場合には、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

(工事請負代金の請求書類等の確認に際し留意すべき事項)

第18条 名張市は、前条第1号に規定する工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第3条に規定する債権譲渡の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認するものとする。

(その他)

第19条 本制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべきもので、名張市においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状況が不安定であるものとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるもので

はない。

3 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行することとし、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17付け国総連第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。

様式第1号（第3条関係）

債権譲渡契約証書

（以下「譲渡人」という。）と （以下「譲受人」という。）
とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結した。

（譲渡債権）

第1条 譲渡人と名張市との間で 年 月 日に締結した工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）に基づき、譲渡人が名張市に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、名張市の承諾を得ることを停止条件として、譲渡人は譲受人に譲渡し、譲受人はこれを譲り受けた。

(1) 番号

(2) 工事名

(3) 工事場所

(4) 契約日 年 月 日

(5) 工期 年 月 日 から 年 月 日 まで

(6) 請負代金額 金 円

(7) 既受領金額 金 円

(8) 債権譲渡額（（6）－（7）） 金 円

（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約約款に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する名張市の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約約款に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の名張市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項第6号及び第8号の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、譲渡人は譲受人に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（債権の移転の条件）

第2条 譲渡人及び譲受人は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による名張市の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は、前条に規定する名張市の承諾を得た時から効力を生じる。

(担保責任)

第4条 譲渡人は、譲渡債権について、名張市が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、譲受人の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない。

2 譲渡人は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他譲受人から譲渡人への支払及び保証事業会社から譲渡人への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来譲渡人と譲受人とで締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて譲受人が譲渡人に対して取得する債権（以下「譲受人の貸金債権」という。）を担保するため、及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が譲渡人より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、譲渡人に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に譲受人の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには、譲受人の貸金債権が優先し、保証事業会社は、譲受人の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、譲受人より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は、譲受人がこれを行い、保証事業会社は名張市に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、譲渡人は譲受人に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 譲受人が前条第1項により受領した金銭について、譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、次項から第8項までに定めるところにより、行う。

2 譲渡人が、名張市との本件工事請負契約を完全に履行し、譲受人が名張市から譲渡債権全額を受領した場合は、譲受人は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、譲渡人にその残額を引き渡すものとする。譲渡人の要請を受け金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 譲渡人が、金融保証契約に係る借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項の規定にかかわらず、譲渡人、譲受人及び保証事業会社で協議の上、譲受人は残余金を譲渡人に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は、譲渡人の負担とする。

6 譲受人は、譲渡人に次に掲げる事由が生じた場合は、名張市から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合において、保証事業会社に支払をするときは、譲受人は譲渡人に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他譲渡人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるときは、譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、譲渡人は、期限の利益を失う。

8 譲受人の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払をしたときは、譲受人は、譲渡人に通知する。

(協力義務)

第10条 譲受人が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、譲渡人の協力を必要とする場合は、譲渡人は、直ちに譲受人に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については譲渡人の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、譲受人に対して、本契約の各条項を承認した上で、 年 月 日までに、譲渡人と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合には、譲渡人及び譲受人は、その権利を

損なう行為をすることができない。

(説明請求)

第12条 保証事業会社は、譲受人に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解約の禁止)

第13条 譲渡人と譲受人とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、譲受人又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印の上、各々1通を所持する。

年 月 日

譲渡人

譲受人

様式第2号（第4条関係）

工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~		年 月 日
日付	年 月 日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
年 月	% ()	%	
月	% ()	%	
月	% ()	%	
月	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
	% ()	%	
(記載欄)			

注：必要に応じて適宜項目を加除して使用すること。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

名張市長 宛て

受注者・譲渡人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名	印
譲受人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名	印

（以下「譲渡人」という。）と名張市との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事の請負代金債権を、名張市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領（令和5年 月 日名張市制定。以下「事務取扱要領」という。）に基づく地域建設業経営強化融資制度により（以下「譲受人」という。）に譲渡することについて、名張市建設工事契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、事務取扱要領に従い、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し、当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、名張市建設工事契約約款第44条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 番号：
- 2 工事名：
- 3 工事場所：
- 4 工期： 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 工事請負代金額：金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前払金額：金 円
- 7 中間前払金額又は部分払金額：金 円
- 8 債権譲渡額：金 円 [年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

受注者・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

名張市長

債権譲渡承諾書

年 月 日付で申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る
年 月 日付 工事の工事請負代金債権の譲渡については、工事
完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び
下記の事項について異議を留めて、名張市建設工事標準請負契約約款（以下「工事約款」
という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた受注者の責任が一切軽減されるもの
ではないことを申し添えます。

記

- 1 譲渡される受注者の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合において
は、工事約款第31条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相
応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件請負工事契約により発
生する名張市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が
解除された場合においては、工事約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引
渡しを受けた出来形部分に相應する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及
び本件工事請負契約により発生する違約金等の名張市の請求権に基づく金額を控除した
額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は変更後の金

額とする。

- 2 当該譲渡債権は、譲受人の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 3 受注者及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者への譲渡又は質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 4 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行なうこととし、名張市は関与しないこと。
- 5 受注者及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて名張市に融資実行報告書を提出すること。
- 6 受注者は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、地域建設業経営強化融資制度における保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに名張市に公共工事金融保証証書の写しを提出すること。
- 7 本承諾後、受注者及び譲受人は、工事約款に定める前払金若しくは中間前払金又は部分払金を請求することはできないものとする。

承諾番号

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

受注者・譲渡人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

名張市長

債権譲渡不承諾通知書

年 月 日付で申請のありました地域建設業経営強化融資制度に係る
年 月 日付 工事の工事請負代金債権の譲渡については、下記の理由により承諾できません。

記

1 承諾しない理由

様式第7号（第12条関係）

支払状況・支払計画書

年 月 日

御中

発注者名
番号
工事名
工事請負代金額

印

該当する番号に○をつけてください。

工事代金支払項目 下請工種又は資材名	全所要数量				支払済み			支払予定			支払先 (名称/所在地/電話)
	全所要金額				月日	金額		月旬	金額		
1 下請代金 2 資材代金				千円			千円			千円	<名称>
				千円							<所在地>
				千円							<電話>
1 2				千円							<名称>
				千円							<所在地>
				千円							<電話>
1 2				千円							<名称>
				千円							<所在地>
				千円							<電話>
1 2				千円							<名称>
				千円							<所在地>
				千円							<電話>
合計又は次葉繰越高											

(ご注意)

・支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
 上旬: 1~10日 中旬: 11日~20日 下旬: 21~月末

融資実行報告書

年 月 日

名張市長 宛て

受注者・譲渡人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名	印
譲受人	所在地又は住所 商号又は名称 代表者職氏名	印

譲渡人が名張市に対して有する下記債権の譲渡につき、年 月 日付でご承諾いただきましたが、譲渡人と譲受人との間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日に締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人と譲受人の連署の上報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 番号：
- 2 工事名：
- 3 工事場所：
- 4 工期： 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 工事請負代金額：金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)
- 6 前払金額：金 円
- 7 中間前払金額又は部分払金額：金 円
- 8 債権譲渡額：金 円 [年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。)

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名及び支店名：

2 預金の種別・口座番号：

3 口座名義（ふりがな）： ()

様式第9号（第17条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

名張市長 宛て

債権譲受人 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額：金 円

【内訳】

(1) 工事請負代金額	金	円
(2) 前払金受領済額	金	円
(3) 中間前払金又は部分払金受領済額	金	円
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	金	円
(5) 今回請求額	金	円

2 工事名等

(1) 番号：
(2) 工事名：
(3) 工事場所：
(4) 工期： 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 債権譲渡の承諾番号：

4 支払口座等

(1) 金融機関名及び支店名：
(2) 預金の種別・口座番号：
(3) 口座名義（ふりがな）： ()
(4) 請求者の連絡先
担当者名：
電 話：